

和歌山市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月24日

和歌山市議会議長 吉本昌純

- 1 日時 令和4年1月25日（火） 午前10時開会予定の総務委員会にて
- 2 場所 和歌山市役所3階 和歌山市議会 第1委員会室
- 3 件名 議案第2号 和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 4 人数 請求代表者6人以内
- 5 陳述時間 全体でおおむね60分以内